

令和5年度版



総務省

光ファイバの未整備地域の解消・民設移行の促進を 支援する総務省の施策

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 基盤整備促進課

	新規整備		公設から民設へ移行
	(回線所有者が事業者の場合) 民設	(回線所有者が自治体の場合) 公設	
整備費用	<p>高度無線環境整備推進事業 離島：整備費の1/2 その他条件不利地域：整備費の1/3</p> <p>○自治体が事業者負担分の一部を任意で補助する場合</p> <p>地方財政措置 (過疎債等※1)</p>	<p>高度無線環境整備推進事業 離島：整備費の2/3 その他条件不利地域：整備費の1/2</p> <p>○自治体負担分</p> <p>地方財政措置 (過疎債等)</p>	<p>高度無線環境整備推進事業 離島：整備費の1/2 その他条件不利地域：整備費の1/3 ただし、設備更改による1回線あたりの速度上昇が必要</p> <p>○自治体が事業者負担分の一部を任意で補助する場合</p> <p>地方財政措置 (過疎債等※1)</p>
維持費用	<p>ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金※2 提供事業者が1者以下かつ赤字地域(町字単位)：維持費用の一部</p> <p>○自治体が事業者負担分の一部を任意で補助する場合</p> <p>地方財政措置 (過疎債等※1)</p>	<p>離島地域のみ 高度無線環境整備推進事業 (維持費用の補助はR5年度まで) 維持管理に係る収支赤字の1/2</p> <p>○自治体負担分</p> <p>地方財政措置 (特別交付税措置)</p>	<p>ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金※2 提供事業者が1者以下かつ赤字地域(町字単位)：維持費用の一部</p> <p>○自治体が事業者負担分の一部を任意で補助する場合</p> <p>地方財政措置 (過疎債等※1)</p>

※1 自治体は、事業者負担分の一部を任意で補助することもできる

この自治体の補助に要する経費の一部については、地方財政措置（過疎債、辺地債、地域活性化事業債、合併特例債、特別交付税）を講じている

※2 ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金の算定方法の詳細については今後総務省で検討を行う予定

支援メニュー

新規整備

- 5G・IoT等の実現に向けて、条件不利地域※¹における光ファイバの整備費を補助

※ 1 令和4年度第2次補正予算のみ一定の条件を満たした条件不利地域以外の地域も対象
(P8参照)

民設移行

- 公設光ファイバを譲り受けた民間事業者の設備更改費※²を補助
- 公設光ファイバの設備更改費※²を補助
(令和4年度第2次補正予算のみ対象、5年以内の民間事業者への移行が必要)

※ 2 いずれも設備更改による1回線あたりの速度上昇が必要

離島維持管理

- 離島地域の公設光ファイバの維持管理費※³を補助

※ 3 収支赤字の1/2を支援

予算額

令和5年度 当初予算額 : 42.0 億円
令和4年度 第2次補正予算額 : 28.4 億円

支援対象

- **事業主体**：自治体、第3セクター、民間事業者
- **対象地域**：地理的に条件不利な地域※1
(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
※1 令和4年度第2次補正予算のみ一定の条件を満たした条件不利地域以外の地域も対象
(P8参照)

- **補助対象**：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

- **負担割合**：

(自治体が整備する場合)

(第3セクター・民間事業者が整備する場合)

【離島】

国 2 / 3	自治体 1 / 3
------------	--------------

【その他の条件不利地域】

国※2 1 / 2	自治体 1 / 2
--------------	--------------

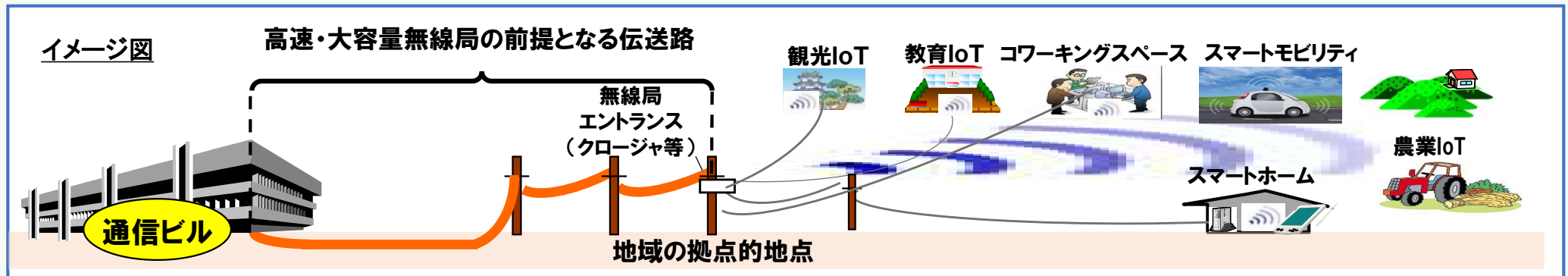
※2 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1 / 3

【離島】

国 1 / 2	3セク・民間 1 / 2
------------	-----------------

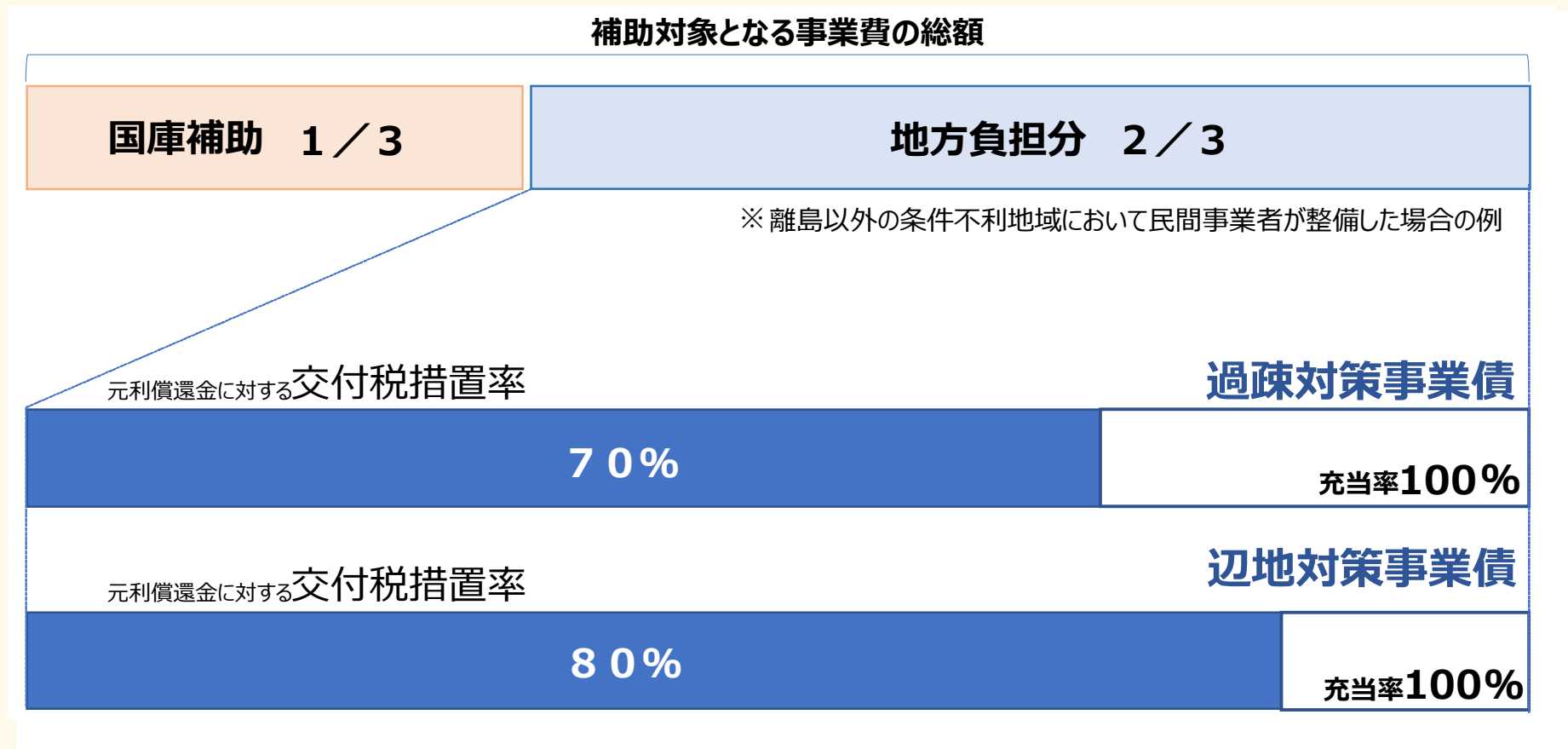
【その他の条件不利地域】

国 1 / 3	3セク・民間 2 / 3
------------	-----------------



自治体の負担分について

自治体が補助事業の実施主体となる場合等の負担分については、
以下の地方債を起債することが可能

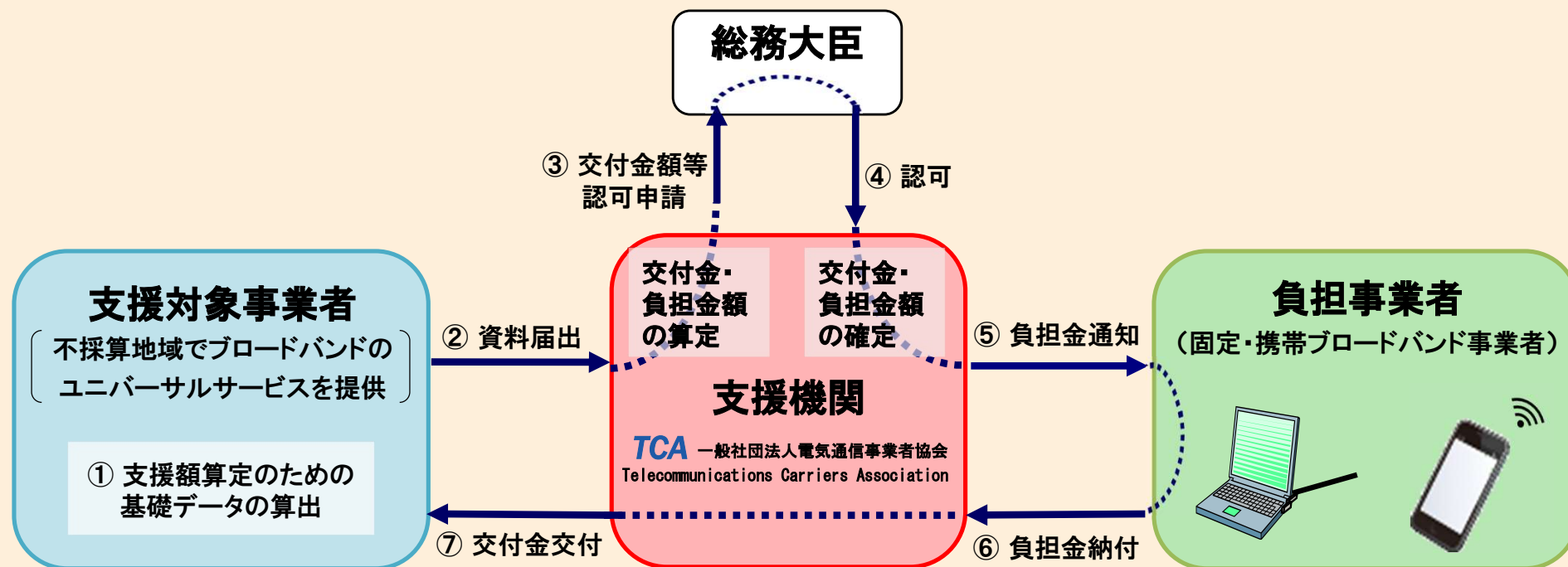


- 上記のほか、

地域活性化事業債	充当率 90%	交付税措置率 30%
合併特例債	充当率 95%	交付税措置率 70%

制度の概要

- 改正電気通信事業法（R5.6.16施行）により、総務大臣の指定を受けたブロードバンドのユニバーサルサービス提供事業者に対して、全国のブロードバンド事業者から徴収する負担金を原資とする交付金により、不採算地域（支援区域）におけるサービスの維持費用の一部を支援する交付金制度を創設。



ブロードバンドのユニバーサルサービス

国民生活に不可欠であるためあまなく日本全国における提供が確保されるべきサービス

【該当するサービス】

テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を利用する上で不可欠なブロードバンドサービスとして、以下の3つのサービス※1が該当。

- FTTH
- CATV (HFC方式※2)
- ワイヤレス固定ブロードバンド (専用型) ※3

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

※2 Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式

※3 固定通信サービス向けに専用の無線回線 (例：地域BWAやローカル5G) を用いて提供するもの

支援区域

交付金による支援が必要な不採算地域として、総務大臣が指定する区域※4

※4 国勢調査に基づく町字 (約23万町字) 単位で指定

【支援区域の要件】

	要件①	要件②	支援対象
一般支援区域	・区域の収支が赤字の地域※5	ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する回線設置事業者※7が一者以下	・赤字事業者※8
特別支援区域	・区域の収支が大幅な赤字の地域※5 ・未整備地域※6、公設地域	同上	・黒字事業者※8 ・赤字事業者※8

👉 未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進

※5 標準的なモデルにより算定

※6 区域内の世帯カバー率が50%以下

※7 区域内の役務の継続提供期間が1年を超える

※8 ブロードバンドのユニバーサルサービス全体の収支状況

支援対象事業者

支援区域でブロードバンドのユニバーサルサービスを提供するブロードバンド事業者のうち、総務大臣の指定を受けた者※1

※1 本制度は、不採算地域におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの提供を確保するための事業者間の相互扶助の仕組みであり、自治体の財政支援を目的としたものではない

【指定の要件】

- 「ブロードバンドのユニバーサルサービスに関する収支表」や「特別支援区域整備・役務提供計画書」を公表していること

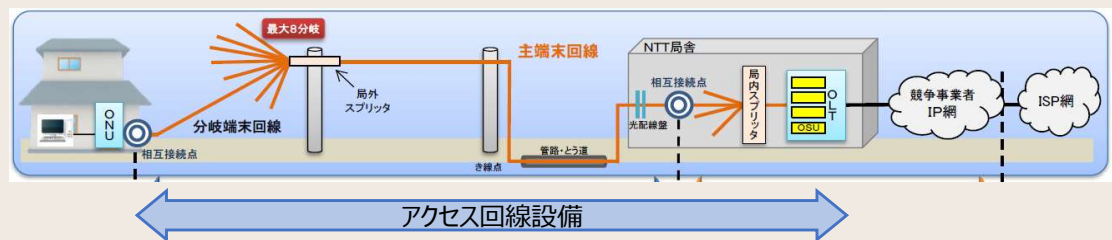
交付金

不採算地域におけるブロードバンドの提供に係る維持費用の一部を支援する交付金

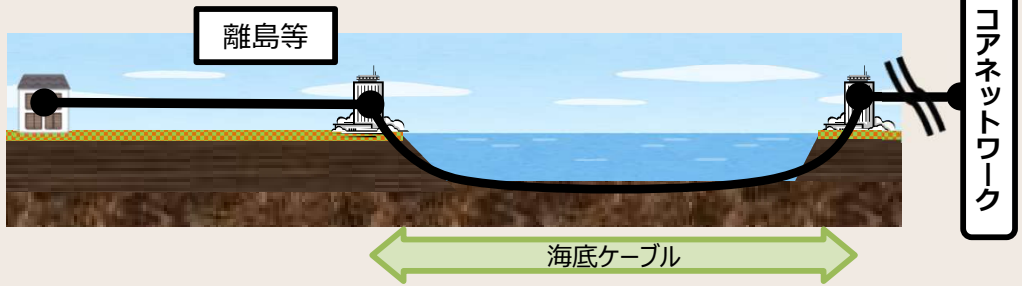
【交付金の対象費用】

- 交付金の対象は、アクセス回線と海底ケーブルの維持費用が基本※2

(アクセス回線設備のイメージ)



(海底ケーブルのイメージ)



※2 交付金の算定方法の詳細については今後総務省で検討を行う予定

<光ファイバ整備の補助金（高度無線環境整備推進事業）について>

Q1

補助の対象地域や事業主体はどのようなものか？

A： 補助対象地域は、以下に示す条件不利地域が該当します。

① 過疎地	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域
② 辺地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
③ 離島	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項により指定された「離島振興対策実施地域」に指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
④ 半島	半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域
⑤ 山村	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域
⑥ 特定農山村	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域
⑦ 豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域

※令和4年度第2次補正予算においては、条件不利地域に加えて

- ・財政力指数0.8以下の自治体
- ・人口密度500人/km²以下の町字

のいずれかに該当する地域が対象となります。

また、補助事業主体は、自治体、第3セクター、民間事業者となります。

Q2

条件不利地域とそれ以外の地域にまたがる整備の場合補助対象となるか？

A：条件不利地域を含む地域と一体的に整備する事業であれば、その地域全体を補助対象エリアとすることが可能です。

Q3

設備更改によって通信速度の向上があった場合とは具体的にどのようなものか？

A：5G対応や1回線あたりの名目速度の上昇を行う場合を想定しております。

Q4

整備期間は複数年にまたがって良いか？

A：整備期間が複数年にまたがることは差し支えございません。ただし、本事業については単年度毎に予算措置を講ずるため、整備期間が複数年度にわたる場合、補助金の交付申請の手続きについても年度毎に行う必要があります。なお、翌年以降、補助金予算の状況により、必ず翌年度も採択されるという保証はありません。

Q5

予備の機器は補助対象となるのか？

A：災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる仕組み（所謂ホットスタンバイ）となっている場合は補助対象となります。ただし、基本設備以外に余分（補完的）に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備基板等は事業完了後翌年度以内に供用されない設備なので原則補助対象外です。

Q6

災害等による断線や停波などに対応するため、冗長化（例：本土と離島間のケーブルをループ化・2ルート化する等）する場合の非常用のケーブルは補助対象となるのか？

A：ループ化等冗長化されたネットワークは非常用の機能を併せ持っているものであり、また、ネットワークの信頼性確保に必要であることから、補助対象となります。（ループ化、2ルート化する場合においては、現用に障害が発生した場合、自動的に切り替えることが可能な信頼性の高いものを整備することにご留意ください。）

Q7

放送事業などの他の役務と共用して設備を使用している場合、当該設備に係る補助金はどのように算定されるのか？

A：芯数比により按分が可能な場合は、資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとしております。また、1芯の場合は用途ごとに物理的に按分することが難しいため、按分を行う必要はありません。

<ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度 制度全般について>

Q8

ユニバーサルサービスとは？

A：電気通信事業法により「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国に提供が確保されるべきもの」と規定されているサービス（基礎的電気通信役務）です。第一号基礎的電気通信役務として電話（加入電話、第一種公衆電話及び緊急通報）が位置付けられており、令和4年の電気通信事業法改正（令和5年6月16日施行）により、第二号基礎的電気通信役務として、ブロードバンドサービス（FTTH、CATVインターネットサービス（HFC方式）及びワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））が位置付けられています。

Q9

ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度とは？

A：不採算地域（支援区域）で総務大臣の指定を受けた第二号基礎的電気通信役務の提供事業者（第二種適格電気通信事業者）に対して、全国のブロードバンド事業者※から徴収する負担金を原資とする交付金により、不採算地域におけるサービスの維持費用の一部を支援するものです。

※前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者

Q10

ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度と補助事業の違いは？

A：ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度は、不採算地域における第二号基礎的電気通信役務の提供を確保するため、その維持費用を総務大臣の指定を受けた第二種適格電気通信事業者に対する交付金により支援するものです。これに対して、補助事業（高度無線環境整備推進事業）は、原則として条件不利地域における光ファイバの整備費用を自治体や民間事業者等に対する補助金により支援するものです。

Q11

一般支援区域とは？

A：「赤字地域（標準的なモデルにより算定）」かつ「第二号基礎的電気通信役務を1年を超えて提供する回線設置事業者が一者以下の地域」を一般支援区域として町字単位で総務大臣が指定します。

Q12

特別支援区域とは？

A：以下のいずれかの地域であり、

- ① 大幅な赤字地域（標準的なモデルにより算定。基準となる赤字額は今後検討。）
- ② 未整備地域
- ③ 公設地域

かつ「第二号基礎的電気通信役務を1年を超えて提供する回線設置事業者が一者以下の地域」を特別支援区域として町字単位で総務大臣が指定します。

Q13

交付金の支援対象は？

A：支援区域で第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者が申請を行い、この申請に基づき総務大臣が指定した第二種適格電気通信事業者が交付金の支援対象となります。

一般支援区域で支援を受ける場合は、第二号基礎的電気通信役務に係る収支が赤字である事業者が交付金の支援対象となり、特別支援区域で支援を受ける場合は、新規整備や民設民営への移行を促進する観点から、第二号基礎的電気通信役務に係る収支が黒字の事業者も交付金の支援対象となります。

<ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度 交付金算定について>

Q14

公設設備は交付金の支援対象か？

A：ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度は、不採算地域における第二号基礎的電気通信役務の提供を確保するための事業者間の相互扶助の仕組みであり、自治体の財政支援を目的としたものではありませんが、特別支援区域において公設設備から民設移行した回線設備は交付金の支援対象となります。

Q15

特別支援区域の指定の前に新規整備・民設移行した回線設備は交付金の支援対象か？

A：特別支援区域の指定がされるまでの間、新規整備や民設移行を差し控えることがないように、指定の前であっても、本制度の施行日（令和5年6月16日）以後に、新規整備又は民設移行した回線設備は、交付金の支援対象となります。

Q16

放送事業などの他の役務と共用して設備を使用している場合、当該設備に係る交付金はどのように算定されるのか？

A：ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る維持費用を支援するものです。そのため、他の役務と共用している設備については、当該他の役務に係る費用を除いて、交付金の算定・交付を行う予定です。その際の費用の控除に係る考え方については、今後検討を行う予定です。

<ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度 今後の検討について>

Q17

今後の検討課題は？

A：今後、交付金・負担金の算定方法の詳細や交付金の算定に用いる標準的なモデルの内容等について、検討を行う予定です。

<ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度 周知・広報について>

Q18

本制度に関する情報提供はどのように行われる予定か？

A：今後、支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会等と協力して、説明会等を行う予定です。